

【参考 居住水準と居住面積水準】

居住水準とは、国民が安定したゆとりある住生活を営むことができるよう、住宅建設五箇年計画で定められた目標です。平成18年9月に、住宅建設五箇年計画に代わり住生活基本計画*（全国計画）が策定され、従前の「居住水準」から「居住面積水準」に変更されました。

本書では、住宅・土地統計調査*の直近の調査時期が平成15年であるため、第八期（平成13～17年度）の住宅建設五箇年計画で示された、次の水準により集計をしています。

●最低居住水準

健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠ですべての世帯が確保すべき水準

●誘導居住水準

平成27年度を目途に全国で3分の2の世帯が、また、平成22年度を目途にすべての都市圏で半数の世帯が確保できるようにする水準で、次の2区分からなる。

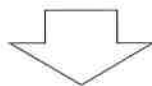
都市居住型：都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定したもの

一般型：都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定したもの

居住水準

住戸専用面積（壁芯）

世帯人数	最低居住水準 (㎡)	誘導居住水準 (㎡)	
		都市居住型	一般型
1人	18	37	50
1人(中高年齢単身)	25	43	55
2人	29	55	72
3人	39	75	98
4人	50	91	123



居住面積水準（住生活基本計画（全国計画）平成18年9月）

住戸専用面積（壁芯）

世帯人数	最低居住面積水準 (㎡)	誘導居住面積水準 (㎡)	
		都市居住型	一般型
1人	25	40	55
2人	30	55	75
3人	40	75	100
4人	50	95	125

※ [] は「居住水準」から変更された部分

※「居住面積水準」の世帯人数については、3歳未満は0.25人、3～6歳未満は0.5人、6～10歳未満は0.75人として算定する。